

○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の十一（略）</p> <p>六の十二（略）</p> <p>六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤</p> <p>六の十四（略）</p> <p>六の十五・六の十六（略）</p> <p>七〇十三（略）</p> <p>十三の二（略）</p> <p>十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタナン及びこれを含有する製剤</p> <p>十三の四（略）</p> <p>十三の五・十三の六（略）</p> <p>十四〇三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の十一（略）</p> <p>六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の十三 三弗化硼素及びこれを含有する製剤</p> <p>六の十四・六の十五（略）</p> <p>七〇十三（略）</p> <p>十三の二 ニージフェニルアセチル・三ーインダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、ニージフェニルアセチル・三ーインダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。</p> <p>（新設）</p> <p>十三の三 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤</p> <p>十三の四・十三の五（略）</p> <p>十四〇三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p>

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜四の五 (略)

四の六 (略)

四の七 一—アミノプロパン—二—オール及びこれを含有する製

剤。ただし、一—アミノプロパン—二—オール四%以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

四の九 (略)

五〜七 (略)

八、(略)

八の二 二—イソプロトキシエタノール及びこれを含有する製剤。

ただし、二—イソプロトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

九 (略)

九の二〜十八の二 (略)

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜四の五 (略)

四の六 L—二—アミノ—四—「(ヒドロキシ) (メチル) ホス
フィンイル」ブチリル—L—アラニル—L—アラニン、その塩
類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L—二—ア
ミノ—四—「(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル」ブチ
リル—L—アラニル—L—アラニンとして一九%以下を含有す
るものを除く。

(新設)

四の七 三—アミノメチル—三・五・五—トリメチルシクロヘキ
シルアミン (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製
剤。ただし、三—アミノメチル—三・五・五—トリメチルシク
ロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

五〜七 (略)

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下
を含有するものを除く。

(新設)

九 二—イソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバメート
及びこれを含有する製剤。ただし、二—イソプロピルオキシフ
エニル—N—メチルカルバメート一%以下を含有するものを除
く。

九の二〜十八の二 (略)

十八の三 (略)

十八の四 オキシラン—ニ—イルメチル—メタクリラート及びこれを含有する製剤

十八の五 (略)

十九〜二十八の七 (略)

二十八の八 (略)

二十八の九 ——クロロ—四—ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 (略)

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤 (新設)

十八の四 一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—H—ノクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、四・五・六・七・八—H—ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—H—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン) 並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八—H—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—H—ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、四・五・六・七・八—H—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、四・五・六・七・八—H—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九〜二十八の七 (略)

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 (新設)

二十八の九 ——クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一〜二十八の十五 (略)

二十九〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) (略)
(15) (略)
(16) (略)

(17) 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含有する製剤

(18) (略)

(19) (略)
(109) (略)

(110) (略)

(111) 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(112) (略)

(113) (略)
(186) (略)

三十三〜四十一の二 (略)

四十一の三 (略)

二十八の十〜二十八の十四 (略)

二十九〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) (略)
(15) (略)
(16) (E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ

―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物 (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤

(新設)

(17) 四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(18) (略)
(108) (略)

(109) N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤

(111) (略)
(184) (略)

三十三〜四十一の二 (略)

四十一の三 二・四―ジクロロー―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十一の五 (略)

四十二〜六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物〇・五%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十七の四 (略)

七十八 (略)

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

七十九 (略)

八十〜八十一 (略)

八十二 (略)

八十二の二 一―ビニル一ニ―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル一ニ―ピロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

八十三 (略)

八十三の二〜八十五の十一 (略)

八十五の十二 (略)

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただ

(新設)

四十一の四 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二〜六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十七の四 (略)

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

(新設)

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウムⅡ四―(五―クロロ―四―メチル―ニ―スルホナ

トフェニルアゾ)―三―ヒドロキシ―ニ―ナフトア―ト

ロ 硫酸バリウム

八十〜八十一 (略)

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

(新設)

八十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン (別名アナバシン)

、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二〜八十五の十一 (略)

八十五の十二 二―ト―ブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤

(新設)

(新設)

し、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

八十六 (略)

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 (略)

九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 (略)

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

九十八の九 (略)

九十八の十〜九十八の十三 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 (略)

百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

百三 (略)

八十六 プラストサイジンを含有する製剤

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―イ
ンデン(別名ヘプタクロル)を含有する製剤

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

(新設)

九十八の八 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

九十八の九〜九十八の十二 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

百三 硫化燐^{りん}を含有する製剤

2
(略) 百四、百十 (略)

2
(略) 百四、百十 (略)